

「第4回新型コロナウイルス感染症対策本部」

日時：令和2年2月26日（水） 9時

場所：庁議室

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

新型コロナウイルス感染症対策本部（第13回）

日時：令和2年2月25日（火）

12時10分～12時25分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（案）

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年2月25日(火)
厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月24日 18時時点

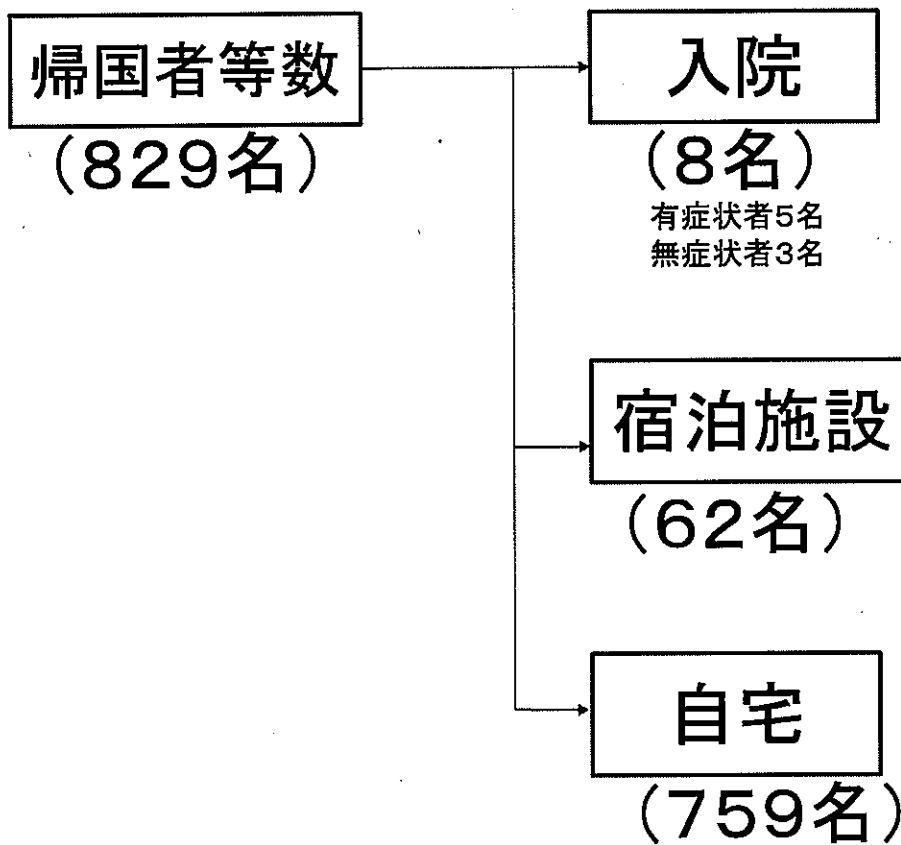
	中国	香港	マカオ	日本※1	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	
患者数	77150	74	10	156	763	28	89	1	35	16	
死亡者数	2592	2	0	1	7	1	0	0	0	0	
	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン
患者数	22	22	35	9	12	16	1	1	13	1	3
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン
患者数	3	152	13	2	1	2	1	1	43	2	1
死亡者数	0	3	0	0	0	0	0	0	8	0	0
	その他※2	合計									
患者数	691	79369									
死亡者数	3	2619									

※1 うち16例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客のうち、691例が陽性と確認された件

●我が国では、1月15日以降、現在までに有症状113例、無症状16例、陽性確定者3例（詳細調査中）が確認された。国内での感染が否定できない例として、A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。A-17（国内26例目）はダイヤモンドプリンセス号の検疫業務に従事していた検疫官。このほかの発生状況の詳細については調査中。

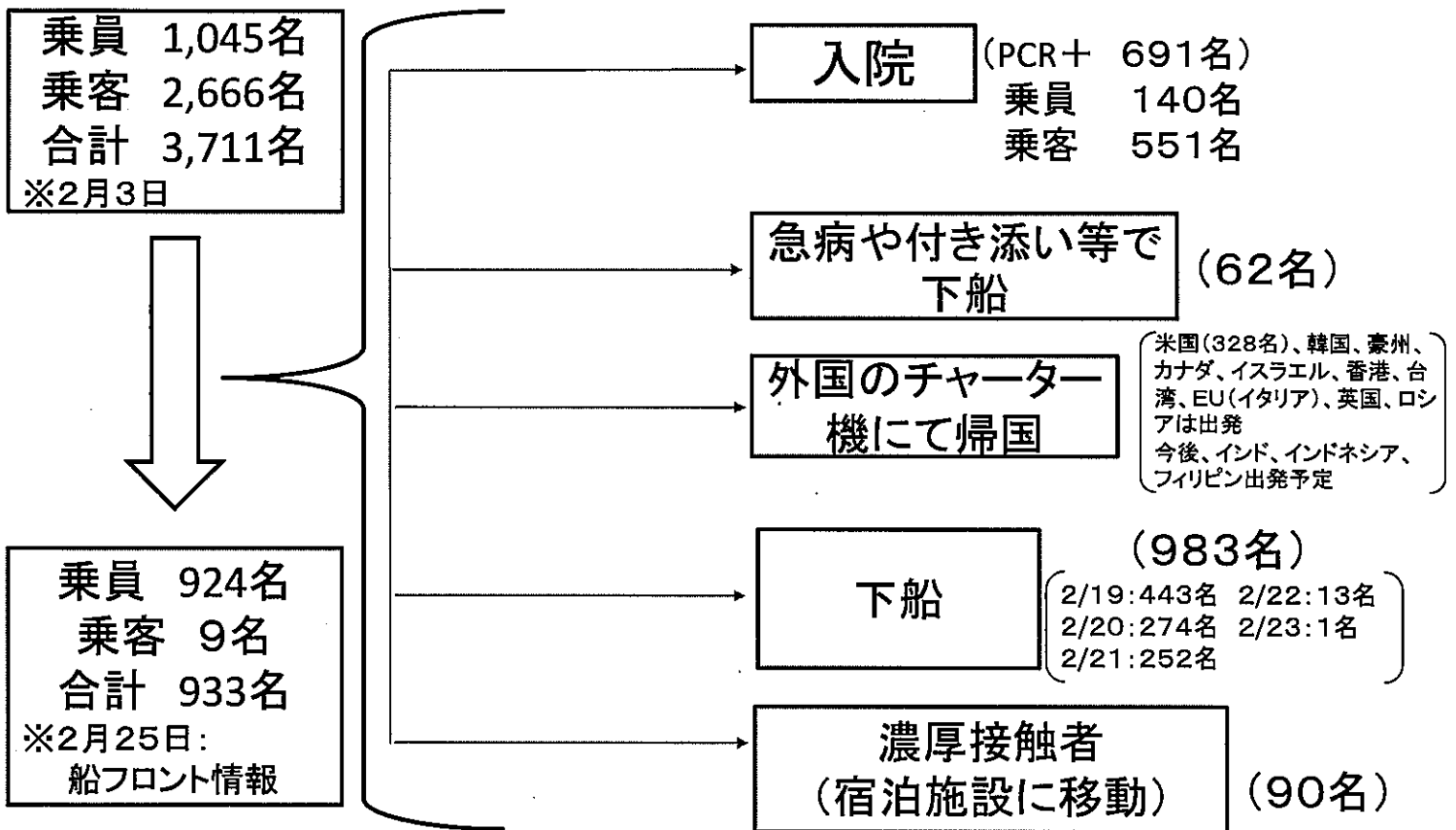
武漢等からの帰国者等の現在の滞在場所(2月24日18:00現在)



14日間の宿泊施設滞在を経て自宅に帰宅した者は733名
残る12名については2/15付けでフォローアップ期間終了

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

2月25日(火)6:00時点



新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

新型コロナウイルスの特徴

多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない
その一方で、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在し、
一部の地域で小規模な患者クラスター（集団）が発生

対策の重点 = クラスター対策

クラスター（集団）発生の端緒を捉え、早期に対策を講ずることで、今後の感染拡大を遅らせる効果大

①患者クラスター発生の発見

医師の届出等から集団発生を早期に把握



②感染源・感染経路の探索

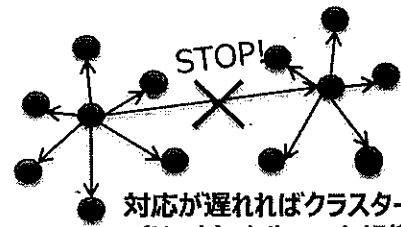
積極的疫学調査を実施し感染源等を同定



③感染拡大防止対策の実施

濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等
関係する施設の休業やイベントの自粛等の要請等

いかに早く、①クラスター発生を発見し、
③具体の対策に結びつけられるかが
感染拡大を抑え事態を収束させられるか、
大規模な感染拡大につながってしまうかの
分かれ目



対応が遅ればクラスターの連鎖
(リンク)を生み、大規模な感染
拡大につながる

新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

クラスター対策の課題

地方

連携

国

今後、小規模なクラスターが散発的に発生してくる中で、発生自治体のみでの対応には限界

対象自治体がクラスター発生時に短期集中的な対応を躊躇なく進められるよう、政府として省庁横断的な支援施策をとりまとめ、最大限支援

①専門的知見の拡充

集団発生有無の判断、疫学調査に基づく感染源の同定等には専門的知見が不可欠

②対応人員の拡充

積極的疫学調査等を短期集中的に実施するために多くの人員を投入することが必要

③地域経済へのダメージ

感染防止対策を講じることによる地域経済へのダメージを最小限にすることが必要

《厚生労働省》

クラスター対策班
(2/25設置)

感染研、東北大、北海道大学等の研究者
 ・地域に出向いて状況を把握
 ・地域でのクラスター特定と協力要請の実施協力
 ・データ集計
 ・データ分析、対応検討・評価

《関係省庁》

更に必要となる支援策

- ・研究者等の協力
 - ・国職員の現地派遣
 - ・対象となる事業者等への支援策の検討
 - ・テレワーク等の推進
- など

今後の進め方

既にクラスターが発生している都道府県と連携し、速やかに対応に着手
 課題の洗い出しを行いつつ、成果につなげ、さらに全国展開

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（案）

令和 2 年 2 月 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。
重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握 (サーベイランス (発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者
に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、
過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者
に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況
等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた
知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の
対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入
れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組
を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。



新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解

2020年2月24日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

1. 緒言

この専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため、適宜、政府に助言をしてきました。

我々は、現在、感染の完全な防御が極めて難しいウイルスと闘っています。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これから1-2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起これば、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめることとしました。なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

2. 日本国内の感染状況の評価

2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されてきており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。

3. これまでに判明してきた事実

(1) 感染者の状況

新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症であり、既に回復している人もいます。

国内の症例を分析すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多いです。

しかしながら、一部の症例は、人工呼吸器など集中治療を要する、重篤な肺炎症状を呈しており、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。現時点までの調査では、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えられます。

(2) 感染経路などについて

これまでに判明している感染経路は、咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体です。空気感染は起きていないと考えています。ただし、例外的に、至近距離で、相対することにより、咳やくしゃみなどがなくても、感染する可能性が否定できません。

無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は必ずしも相関していません。このことが、この感染症への対応を極めて難しくしています。

(3) PCR検査について

PCR検査は、現状では、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。

国内で感染が進行している現在、感染症を予防する政策の観点からは、全ての人にPCR検査をすることは、このウイルスの対策として有効ではありません。また、既に産官学が懸命に努力していますが、設備や人員の制約のため、全ての人にPCR検査をすることはできません。急激な感染拡大に備え、限られたPCR検査の資源を、重症化のおそれがある方の検査のために集中させる必要があると考えます。

なお、迅速診断キットの開発も、現在、鋭意、進められています。

(4) 医療機関の状況

首都圏を中心とした医療機関の多くの感染症病床は、ダイヤモンド・プリンセス号の状況を受けて、既に利用されている状況にあります。感染を心配した多くの人々が医療機関に殺到すると、医療提供体制がさらに混乱する恐れがあります。また、医療機関が感染を急速に拡大させる場所になりかねません。

4. みなさまにお願いしたいこと

この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかねばなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性があります。心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご注意ください。

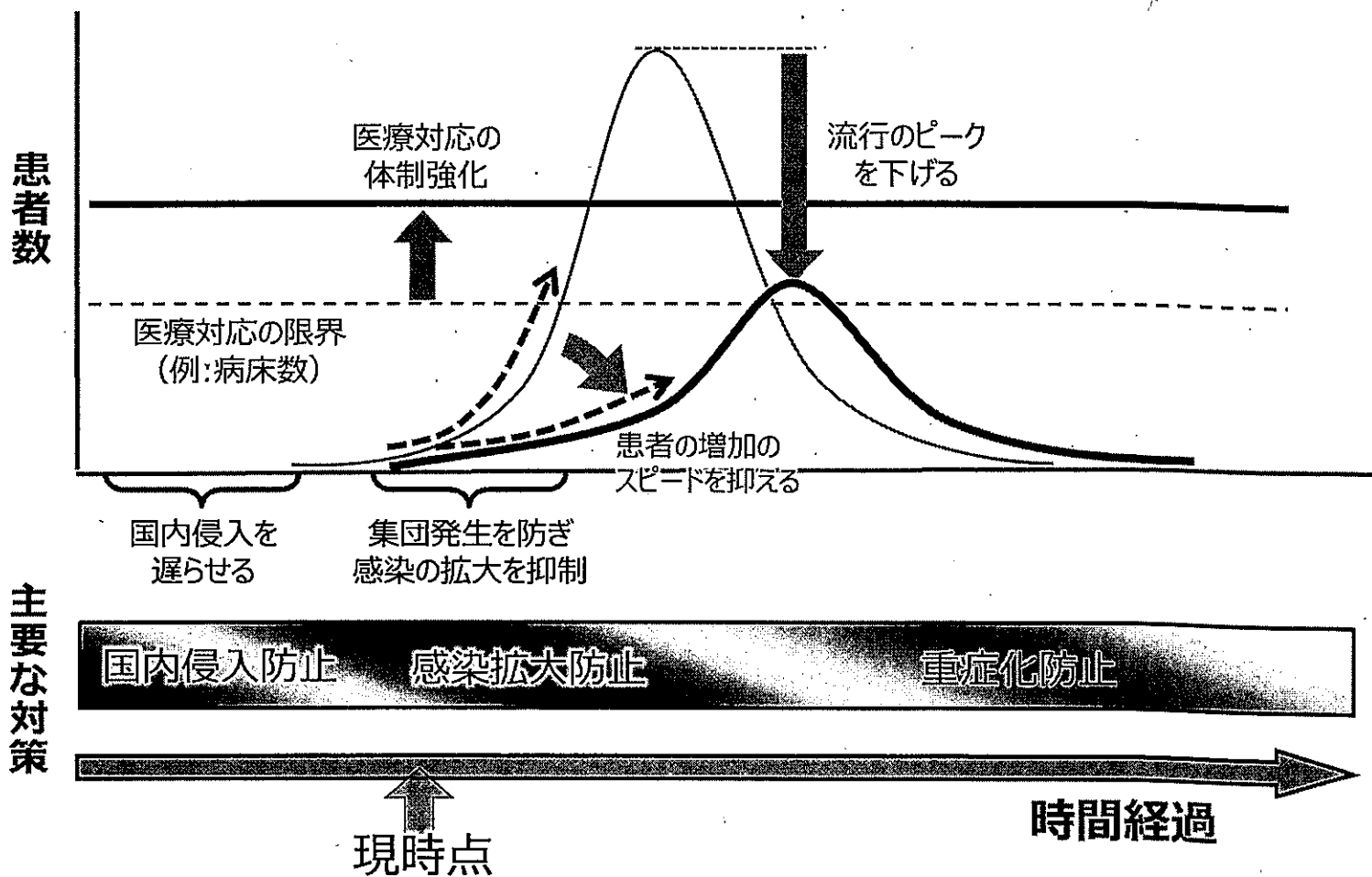
教育機関、企業など事業者の皆様も、感染の急速な拡大を防ぐために大切な役割を担っています。それぞれの活動の特徴を踏まえ、集会や行事の開催方法の変更、移動方法の分散、リモートワーク、オンライン会議などのできる限りの工夫を講じるなど、協力して下さい。

以上



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス対策の目的（基本的な考え方） 資料 2



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた区主催事業等の中止の判断基準

新型コロナウイルスの感染者が都内でも発生していることを鑑み、文京区新型コロナウイルス感染症対策本部にて掲げた判断項目の内容を、各部の事業に照らし合わせて、国及び東京都の要請等に基づき判断をするものとする。

一般的な判断項目

- ・参加者が特定できる/できない
- ・規模（人数）
- ・密度
- ・接触度
- ・屋外/屋内
- ・飲食の有無
- ・対象参加者（年齢、障害の有無）

その他の項目

- ・必要度
- ・マラソン
- ・バスツアー
- ・飲食を伴う接触（食事付サロン等）
- ・主催者（区、共催、後援、指定管理等）
- ・有料・無料

2019 文総職第 号
令和 2 年 2 月 日

各部（局・室・所）長 殿

総務部長
（公印省略）

新型コロナウイルス発生に伴うオフピーク通勤を目的とした
時差勤務の活用について（通知）

今般の新型コロナウイルスの都内発生により、職員への感染が懸念されるところである。各部においては、職員への感染防止に努めるため、窓口職場及び不規則勤務職場を除いては、下記の方法で時差勤務を積極的に活用するようお願いする。

記

1 時差勤務の活用

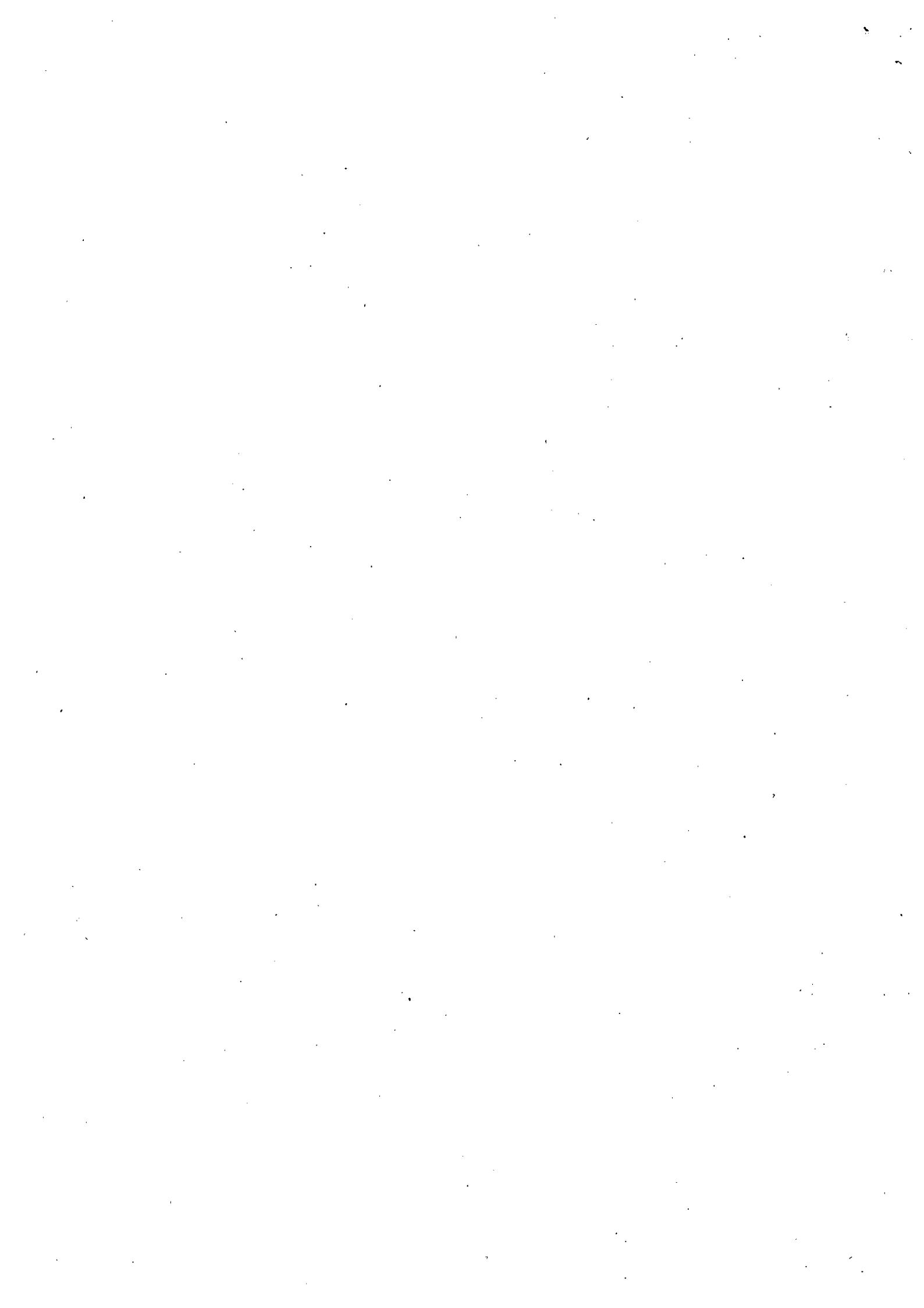
早出・遅出（午前 8 時 30 分～9 時 29 分以外の始業）を設定すること。

なお、非常勤職員についても、勤務時間の割振りを変更し、上記始業時間を設定すること。

【問合せ先】

職員課人事係 内線：2231・2248

職員課非常勤任用担当 内線：2238・2239



各部（局・室・所）長 殿

総務部長
（公印省略）

時差勤務制度の改正について（通知）

以前より業務の都合による時差勤務を認めてきたところではありますが、本人のワークライフバランスの観点から、本人都合による時差勤務の導入を検討してきたところ、平成 31 年 4 月 1 日より下記のとおり時差勤務制度を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 実施内容

	業務都合による時差勤務制度	本人都合による時差勤務制度
時間帯	7時30分から16時15分まで 8時から16時45分まで 9時から17時45分まで 9時30分から18時15分まで 10時から18時45分まで 10時30分から19時15分まで 11時から19時45分まで 11時30分から20時15分まで 12時から20時45分まで 12時30分から21時15分まで	<u>7時30分から16時15分まで</u> <u>8時から16時45分まで</u> <u>9時から17時45分まで</u> <u>9時30分から18時15分まで</u> <u>10時から18時45分まで</u>
対象者	<u>原則として官庁執務型勤務の正規職員が対象。ただし、戸籍住民課、清掃事務所の管理係及び管理職、文化資源担当室、教育センターに勤務の職員については認められる。</u>	<u>原則として官庁執務型勤務の正規職員が対象。ただし、戸籍住民課、清掃事務所の管理係及び管理職、文化資源担当室、教育センターに勤務の職員については認められる。</u>
使用にあたってのルール		<u>・本人都合による時差勤務申請書により、あらかじめ（月単位であれば前月の末日（制度施行開始月は除く。）、週単位であれば前の週の末日、日単位であれば前日まで）所属長の承認を得なければならない。ただし、所属</u>

		<p><u>長が職場の運営上承認することが難しいと判断する場合は認められない。その場合、所属長は承認をしないこととした理由を記載しなければならない。</u></p> <p><u>・時差勤務は理由のいかんを問わず申請でき、また、使用回数の制限もないものとする。</u></p> <p><u>・時差勤務をしないこととなった場合は、本人都合による時差勤務申請取下げ書により前日までに申請を取り下げなければならない。</u></p> <p><u>・育児時間・部分休業・休憩時間短縮特例と時差勤務の併用を可能とする。</u></p>
--	--	---

2 申請書

別紙のとおり

3 備考

今後、活用状況を確認しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

※各課長には本文（写）を送付してあります。

【問合せ先】

担当：総務部職員課人事係

内線：2232

(案)

新型コロナウイルスに関する経済課の中小企業支援

1 文京区中小企業向け融資あっせん制度メニューの新設

融資名	使途	融資限度額	返済期間	利率 (%)		
				契約利率	利子補給	本人負担
新型コロナウイルス対策緊急資金	運転	1,000万円以内	8年以内 元金据置12か月を含む	1.7	1.5	0.2
対象	①申込日を基準とした直前1カ月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること ②申込日を基準とした直前1カ月間の営業利益が前年同期に比べ5%以上減少していること ※「直前」とは、「前月」又は「前々月」のことをいいます。					

○重複・併用利用：

前回融資実行後に同一融資及び他の融資の申込みが可能 ※何回でも利用可能

○必要書類：

売上高又は営業利益が減少していることを証明できる書類（決算書と試算表・売上台帳等の帳簿類）

2 特別相談窓口の設置

新型コロナウイルスの流行により、事業活動に影響を受ける又はその恐れがある中小企業者等に対して経営上の相談を受けるため、東京商工会議所文京支部に特別相談窓口を設置する。

3 その他

今後の新型コロナウイルスの拡大状況により、支援内容の見直し等を随時行う。

令和2年2月25日

区立保育園長各位

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策による行事等の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策について、区では対策本部を設置し検討を進めておりますが、2月21日の対策本部において、感染拡大防止のため、不要不急のイベントの中止・延期や、縮小開催等を実施することとなりました。

幼児保育課としては、子ども及び職員の健康と安全を最優先に考え、必要な保育を行うこと以外の行事等の実施については原則不要不急と考え、区立保育園における対応について、現時点では下記のとおりといたします。また、私立認可保育所等に向けては、区立園の対応について情報提供し、区の判断を踏まえた各事業者の判断をお願いすることとしています。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後もきめ細かく情報提供を図ってまいりますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、厚生労働省からのイベントに関する考え方等が示されましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1 お祝い会、卒園式

0歳から4歳の進級お祝い会については中止とする。また、5歳については、参加者への手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状のある方は参加を控えていただくなどを依頼したり、来賓の招待や茶菓子等を提供して園内で飲食するようなことをとりやめたりするなど、感染の広がりを防ぐ取り組みを行って実施する。

公開練習（リハーサル等への保護者等の招待）も同様とする。

2 保護者会等の会合

お知らせ事項を通知文に替える等、可能な場合は中止とする。

3 観劇

3月11日（水）プーク人形劇は中止とする。

4 遠足等

公共交通機関を利用せず、人の集まる屋内を避けて実施する。対応が難しい場合は中止とする。

5 子育てステーション

保育園という施設の特徴を鑑み、外部からの感染リスクを低減させるため中止する。

【お問い合わせ】

子ども家庭部幼児保育課幼児保育係
内線7051～3





文字サイズ [拡大](#) [標準](#) [縮小](#) 色合い [標準](#) [黒](#) [白](#)
 Multilingual [English](#) [中文簡体](#) [中文繁體](#) [한글](#)
[文化施設](#) [検索](#)

みどころ満載!!文京の顔
 光案内はこちら



ホーム>保健・福祉>健康・保健>感染症対策>新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止・延期等になった事業について

[Tweet](#)

感染症対策

[注目情報](#)

[感染症発生動向調査：文京区感染症週報](#)

[新型コロナウイルス感染症の発生について](#)

[新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止・延期等になった事業について](#)

[新型コロナウイルス感染症対策本部会議](#)

[インフルエンザ関連情報](#)

[麻疹（はしか）について](#)

[風しんについて](#)

[水痘にご注意ください](#)

[感染性胃腸炎にご注意ください](#)

[百日咳にご注意ください](#)

[HIV/エイズについて](#)

[海外渡航時の感染症予防について](#)

[梅毒の患者が増加しています](#)

[結核](#)

[腸管出血性大腸菌感染症](#)

[重症熱性血小板減少症候群（SFTS）](#)

[デング熱](#)

[ジカウイルス感染症](#)

[中東呼吸器症候群（MERS）](#)

[エボラ出血熱](#)

[感染症豆知識](#)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止・延期等になった事業について

更新日 2020年02月25日

東京都内において新型コロナウイルス感染者が複数確認されています。今後、感染が拡大する可能性があることから、区のイベント等の内容を変更することがあります。区が主催または共催する行事・イベントの変更状況は下記のとおりです。

事業等

開催が予定されていた日（令和2年）	曜日	事業名	変更内容	問い合わせ先	備考
2月25日	火曜日	文の京ハートフル工房（障害者施設自主製品販売会）	中止	障害福祉課障害福祉係 03-5803-1211	
2月25日	火曜日	ふれあいサロン事業「健康と吹矢教室」	中止	汐見地域活動センター 03-3827-8149	
2月26日	水曜日	令和元年度文京区学校保健・給食大会	中止	学務課学校保健担当 03-5803-1956	
2月26日	水曜日	令和元年度文京区障害者地域自立支援協議会全体会	中止	障害福祉課障害福祉係 03-5803-1211	
2月26日	水曜日	文京ecoカレッジ「公開講座」まだ間に合う！海洋プラスチックごみの減らし方をみんなで考えよう！	中止	リサイクル清掃課リサイクル推進係 03-5803-1135	
2月26日	水曜日	消費生活展	中止	経済課消費生活センター 03-5803-1105	
2月26日	水曜日	文京区地域保健推進協議会	中止	生活衛生課管理計画係 03-5803-1223	
2月27日	木曜日	区長と区民のダイアログカフェ	中止	広報課広聴・相談担当 03-5803-1129	
2月27日	木曜日	消費生活展	中止	経済課消費生活センター 03-5803-1105	
2月27日	木曜日	ハピベジ食育講座	中止	健康推進課 保健係 03-5803-1229	
2月28日	金曜日	ハピベジ食育講座	中止	健康推進課 保健係 03-5803-1229	
2月28日	金曜日	令和2年度健康講演会「骨盤調整体操でスッキリ！不調改善！」	中止	保健サービスセンター本郷支所 03-3821-5106	
2月28日	金曜日	Sky View Lounge BAR	中止	アカデミー推進課観光担当 03-5803-1174	
2月29日	土曜日	Sky View Lounge BAR	中止	アカデミー推進課観光担当 03-5803-1174	
2月29日	土曜日	第14回文京区国際交流フェスタ	中止	アカデミー推進課都市交流担当 03-5803-1310	
2月29日	土曜日	フレイルチェック	延期	高齢福祉課社会参画支援係 03-5803-1203	延期日程は決ま

					り次第郵送でお知らせします。
2月29日	土曜日	区民ローラースポーツ大会	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	
3月1日	日曜日	ババの家事力を上げる秘訣、 教えます～手早く簡単！楽しい おとろ飯(はん)講座～	中止	総務課ダイバーシティ推進 担当 03-5803-1187	
3月1日	日曜日	ふれあいサロン「ひな祭り親子 クッキング」	中止	向丘地域活動センター 03-3813-6668	
3月2日	月曜日	令和元年度文京区障害者地域 自立支援協議会第4回障害当 事者部会	中止	障害福祉課障害福祉係 03-5803-1211	
3月5日	木曜日	第2回文京区地域クラウド交 流会	中止	経済課創業・就労支援担当 03-5803-1173	
3月5日	木曜日	国際女性デーシンポジウム 女性×スポーツ×生き方～ サッカーと共に歩む女性から 自分らしい生き方を考える～	中止	総務課ダイバーシティ推進 担当 03-5803-1187	
3月6日	金曜日	令和元年度文京区障害者地域 自立支援協議会第4回地域生 活支援専門部会	中止	障害福祉課障害福祉係 03-5803-1211	
3月7日	土曜日	男女平等センター講演会「気 象予報士が教える天気のコ ツ」	中止	男女平等センター 03-3814-6159	
3月7日	土曜日	高齢者あんしん相談センター 富坂「ロバ友カフェ」(認知 症カフェ)	中止	高齢福祉課認知症・地域包 括ケア係 03-5803-1821	
3月8日	日曜日	3x3バスケットボール体験 in 東京ドームシティ	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	
3月8日	日曜日	元年度みんなで楽しくドッチ ビー大会	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	
3月8日	日曜日	アカデミー向丘まつり	中止	アカデミー推進課アカデ ミー推進係 03-5803-1307	
3月10日	火曜日	フレイルチェック	延期	高齢福祉課社会参画支援係 03-5803-1203	延期日程 は決まり 次第郵送 でお知 らせし ます。
3月10日	火曜日	歩行喫煙等禁止周知・啓蒙 キャンペーン	中止	環境政策課地域環境係 03-5803-1828	
3月11日	水曜日	社会保険労務士無料相談	中止	広報課広聴・相談担当 03-5803-1129	区と共催 の事業
3月13日	金曜日	令和2年度介護予防展	中止	健康推進課介護予防係 03-5803-1209	
3月13日	金曜日	障害者就労支援センター・た まり場事業	中止	障害福祉課障害福祉係 03-5803-1211	
3月16日	月曜日	令和元年度第3回文京区精神 障害者支援機関実務者連絡会	中止	保健衛生部予防対策課保健 予防係 03-5803-1230	
3月21日	土曜日	IBSA ブラインドサッカー ワールドグランプリ 2020観 戦ツアー	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	
3月24日	火曜日		中止	障害福祉課障害福祉係	

		文の京ハートフル工房（障害者施設自主製品販売会）		03-5803-1211	
3月26日から3月29日	木曜日から日曜日	春休み子ども囲碁連続教室	中止	教育総務課地域教育支援担当 03-5803-1306	
3月27日	金曜日	文京スキー教室	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	
3月28日	土曜日	文京スキー教室	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	
3月29日	日曜日	文京スキー教室	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	

開催予定日を経過した事業

2月21日	金曜日	障害者就労支援センター・たまり場事業	中止	障害福祉課障害福祉係 03-5803-1211	
2月22日	土曜日	第44回小石川防災コンクール	中止	防災課訓練担当 03-5803-1179	
2月22日	土曜日	フレイルチェック	延期	高齢福祉課社会参画支援係 03-5803-1203	延期日程は決まり次第郵送でお知らせします。
2月22日	土曜日	認知症講演会	中止	高齢者あんしん相談センター駒込 03-3827-5422	
2月22日	土曜日	ふんにこ駒込	中止	高齢者あんしん相談センター駒込 03-3827-5422	
2月23日	日曜日	区民バスケットボール大会	中止	スポーツ振興課スポーツ振興係 03-5803-1308	

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

以下の選択肢であてはまるものにチェックを入れてください。

- 1: とても役に立った
 2: 役に立った
 3: ふつう
 4: あまり役に立たなかった
 5: ほとんど役に立たなかった

質問：このページの情報は見つけやすかったですか？

以下の選択肢であてはまるものにチェックを入れてください。

- 1: とても見つけやすかった
 2: 見つけやすかった
 3: ふつう
 4: 見つけにくかった
 5: とても見つけにくかった

[送信](#)

[▲ ページの先頭へ戻る](#)

[サイトマップ](#)
 [お問い合わせ](#)
 [携帯サイト](#)
 [このサイトについて](#)
 [プライバシーポリシー](#)
 [アクセシビリティについて](#)
 [リンク集](#)

文京区役所

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21

電話番号：03-3812-7111（代表）

開庁時間：月～金曜（祝日、年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時00分

※一部窓口によって、開設時間が異なります。上記の代表電話から担当課へお問い合わせください。

[【交通アクセス】](#) | [【施設案内】](#)

copyright Bunkyo City. All rights reserved.

